

平成二十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十九条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令を次のように定める。

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（フロン類算定漏えい量の算定の方法）

第二条 法第十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第五条第二項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であつて第五条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第一条第三項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量（第四条第二項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。）に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量（トンで表した量をいう。）を合計する方法とする。

一 前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次号及び第四条第二項において同じ。）において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン

類の量（当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）の合計量（キログラムで表した量をいう。次号において同じ。）

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。）

（特定漏えい者）
第三条 法第十九条第一項の主務省令で定める者（以下「特定漏えい者」という。）は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

（フロン類算定漏えい量等の報告の方法等）

第四条 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 特定漏えい者において行われる事業

三 前年度におけるフロン類算定漏えい量

四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量

五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量

六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項

イ 特定事業所の名称及び所在地

ロ 特定事業所において行われる事業

ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

二 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量

ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量

特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、法第二十三条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行ふものとする。

4 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

5 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第五条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第六条 特定漏えい者が行う法第二十三条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第七条 磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定による報告又は法第二十三条第一項の規定による提供をしようとする者は、第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 磁気ディスクにより法第二十一条第一項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第八条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十二條（法第二十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第二十一条第一項（法第二十三條第五項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第九条 この命令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条、第十一條及び第十二條において「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる申請等（情報通信技術活用法第三條第八号に規定する申請等をいう。）は、法第十九條第一項の規定による報告及び法第二十三條第一項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）
第十条 電子情報処理組織を使用して報告等を行うおうとする特定漏えい者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした特定漏えい者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第十一条 電子情報処理組織を使用して報告等を行うおうとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等（情報通信技術活用法第三條第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載す

べきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

(報告等において名称を明らかにする措置)

第十二条 報告等においてすべきこととされてい
る署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に
規定する署名等を用い）に代わるものであつて、
情報通信技術活用法第六条第四項に規定する
の主務省令で定めるものは、第十条第二項の規
定により付与された識別符号及び暗証符号を電
子情報処理組織を使用して報告等を行おうとす
る特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入
力することをいう。

附
則

この命令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日內閣府・總務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・經濟産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一六日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号）

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報及通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和三年一月二二日內閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

行期目

第一条 この命令は、公布の日から施行する（経過措置）

第二條 この

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する事ができる。

様式第1 (第4条関係)

[illegible]

(表裏)

1	事 業 の 名 前	事業コード				
	当該事業を営むる大区					
2	事 業 の 名 前	事業コード				
	当該事業を営むる大区					
3	事 業 の 名 前	事業コード				
	当該事業を営むる大区					

第12章 特定親しい者の関係する特定事業関係の一覧					
特定事業関係の名称	特定事業関係の所在地	特定事業関係において行われる事業			
		事業コード	事業の名称		
1	〃				
2	〃				
3	〃				
4	〃				
5	〃				
6	〃				
7	〃				
8	〃				
9	〃				
10	〃				
11	〃				
12	〃				

備考 1. 本表には、特定親しい者の関係している全ての特定事業関係について、特定事業を記載すること。特定事業は、事業コード及び事業名称で示す。

2. 特定事業関係において行われる事業の名称は、当該特定事業関係の住所に記して事業コード及び事業名称を記載し、上記の欄に記載する事業を行う特定事業関係については、そのうちの1つを主たる事業と記載すること。

3. 本表に記載した特定事業関係については、当該特定事業関係のトップ・管理職及び（役等）を、別表を添付することにより示すものとする。

様式第3
(第7条関係)

様式第4 (第10条第1項関係)

フロン類算定調査について

1. この情報は、特定層の者に限るものであり、産業大臣及び経済産業大臣により分けられる。

- (該当するいずれかの番号を記載すること) →

備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じて、特定商売い者又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1の報告書に添えて、提出すること。
2 提供された特定商売い者又は特定事業所に係る情報については公表されるものであること。

[illegible]

受理日期	年 月 日
受理编号	

年 月 日

国马香 郎 著

- 備考 1 項の規定は、記載しないこと。
- 2 申告の期日は、法第19条第1項の規定による徴収又は法第23条第1項の規定による提供にあっては募集申込日、法第23条第1項（法第23条第1項において準用する場合を含む。）の規定にあっては確定日、経済産業省又は経済事務官が定める。
- 3 第2項のシステムに記録されている事項のうち、当該システムにおいて登録事務を付し、その内容と一致する記載を要するときは、当該システムとともに登録事務を付し、その内容と一致する記載を要する事項を記載する。
- 4 徴収又は提供で提出される事項のうちには、当該登録の原本に添付されている当該システムに記録されている事項のうちの内容を記載した書類を提出する旨の記載を要する事項を記載する。
- 5 登録事項がない限り、記載しないこと。
- 6 提出額の大さは、日本国通貨単位Aとすること。

受理日期	年 月 日
整理番号	

股

備考 1 率の欄には、記載しないこと。
2 前号の欄には、産地大区分又は経済産業大臣を記載すること。
3 特定園又は者ロードの欄には、産地大区分及び経済産業大臣が定めるところにより、特定園又は者ごとに付された番号を記載すること。
4 本様式の印刷の妨ぎきは、日本産業規格JIS S 5037によること。

様式第5（第10条第3項関係）

様式第5（第10条第3項関係）

届出 届 出	年	月	日
届出番号			

電子情報処理機構使用実務届出書

年 月 日

(郵便大印)
(捺印実業大印)

期

届出者 氏¹⁾ 名 子
氏²⁾ 名
(法人にあっては代表者(代表者の氏名))

フロッピー盤の使用の管理方法及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第4項の規定による報告に係る電子情報処理機構の使用の適正化について、以下の事項を届け出ます。

実務事項
実務事項

出出出出出出出出出出									
特定届出(一)者コード									
特定届出(一)者の名称									
特定届出(一)者の所在地		〒							
届出者	部	課							
	室	係							
	課	係							
	係	係							
電話番号									
メールアドレス									

備考 1 届の欄には、記載しないこと。
2 届の欄には、届出大印又は捺印実業大印を記載すること。
3 届出番号の欄には、第19条第2項に基づき、届出大印及び捺印実業大印が押された届出
書及び書コードが押された届出書に記載すること。届出大印及び捺印実業大印が押されたことにより、特定
届出(一)者コードが押された届出書に記載すること。
4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第10条第3項関係）

様式第6（第10条第3項関係）

届出 届 出	年	月	日
届出番号			

電子情報処理機構使用実務届出書

年 月 日

(郵便大印)
(捺印実業大印)

期

届出者 氏¹⁾ 名 子
氏²⁾ 名
(法人にあっては代表者(代表者の氏名))

フロッピー盤の使用の管理方法及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第4項の規定による報告に係る電子情報処理機構の使用の適正化について、以下の事項を届け出ます。

届出番号 ()

出出出出出出出出出出									
特定届出(一)者コード									
特定届出(一)者の名称									
特定届出(一)者の所在地		〒							
届出者	部	課							
	室	係							
	課	係							
	係	係							
電話番号									
メールアドレス									

備考 1 届の欄には、記載しないこと。
2 届の欄には、届出大印又は捺印実業大印を記載すること。
3 届出番号の欄には、第19条第2項に基づき、届出大印及び捺印実業大印が押された届出
書及び書コードが押された届出書に記載すること。届出大印及び捺印実業大印が押されたことにより、特定
届出(一)者コードが押された届出書に記載すること。
4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。